**令和８年度　川越町公用車運転管理業務委託仕様書**

**（総則）**

**第１条**　受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。

**（委託業務の範囲）**

**第２条**　委託業務の範囲は次のとおりとする。ただし、法定定期点検及び自動車継続

検査（車検）の事務手続きを除く。

（１）管理車両の運転に関する事項

（２）事故処理に関する事項

（３）管理車両の管理、整備に関する事項

（４）前各号に附帯する業務

（５）その他、川越町（以下「甲」という。）の業務に係る補佐的業務

**（管理車両等）**

**第３条**　管理車両は、別表１のとおりとする。ただし、甲は甲の都合により、管理車

両の入替を行う場合がある。

２　甲は、管理車両の入替を行ったときは、これを遅滞なく乙に通知するものとする。

３　乙は、管理車両について常に点検整備を行うとともに、始業点検及び運行後整備（洗車・ワックスがけ・清掃等）を励行し、これを良好な状態に保持するものとする。

４　管理車両及びこれらに附帯する物品類を乙が損傷したときは、乙において修理しなければならない。

**（業務時間等）**

**第４条**　運転管理業務は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間で、行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）を除く概ね100日間とし、甲の指示によるものとする。なお、業務従事日及び運行日については、前月に月間の計画を示す。

２　運転業務員の業務時間は、原則として午前８時30分から午後５時15分までとするが、業務の都合上、短縮又は延長する場合があり得る。

３　運転業務員の休憩時間は、正午から午後１時までの１時間とし、これにより難い場合は振替える。

４　前３項の規定に関わらず、甲の業務上の必要性から、甲が時間外又は休日における業務を要請したときは、乙はこれに応ずるものとする。

５　運転業務員が前項による業務を行った場合の時間外業務料金は、次の区分により別途定めた単価で支払う。

　平日：１時間当り単価

休日：１時間当り単価

**(甲が加入している保険)**

**第５条**　甲が加入している保険の内容は、別表２のとおりとする。

**（事故等の報告）**

**第６条**乙は、業務の実施に伴い事故等が生じたときは、直ちに道路交通法第72条

　に定める処置等を行うと共に速やかに甲に報告し、適正な事故処理を行うものとする。

**（業務に係る人員等）**

**第７条**　業務に係る人員は１名とし、本業務に関する運転業務員は、原則として同一

の者とする。ただし、病気等やむをえない事由により困難なときは、乙の責任において交代の者を派遣するものとし、甲に通知するものとする。

２　運転業務員は、公用車の運転にあたって、法令を遵守し、契約書及びこの仕様書の定めるところにより業務を遂行するとともに、安全運転に努めなければならない。

３　この業務の遂行に当たり、運転業務員を指揮、命令する業務責任者を１名定め、甲に通知するものとする。

**（運転業務員の資格等）**

**第８条**　運転業務員は、年齢が30歳以上70歳以下の者で、普通自動車・大型自動車

免許以上の資格を有し、令和７年４月1日以前に職業運転手として継続して５年以上の経験を有し、かつ同日以前５年以上にわたり無事故及び無違反の者とする。ただし、甲が特に認めた場合においてはこの限りでない。

２　国若しくは地方公共団体の幹部用公用車又は民間企業、独立行政法人若しくは公社・公団の役員用自動車の運転手を勤めた経験を有する者とする。

３　乙は、運転業務員について、あらかじめ履歴書、運転免許証の写し及び安全運転記録証明書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

４　甲は、運転業務員が業務の遂行について適正を欠くと判断したときは、乙に対して別の業務従事者を要請することができる。

**（その他補佐的業務の内容等）**

**第９条**第２条第５号により運転業務員が行う補佐的業務の内容は、次のとおりとす

る。

（１）各地区等への文書等配布に関する業務

（２）その他町長が必要と認めた業務

**（委託の業務指示・連絡体制等）**

**第10条**　委託の業務指示及び連絡体制は、次のとおりとする。

（指示・発注）　　　　　（指揮・命令）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 町担当者  （川越町） | →  ← | 業務責任者 | → | 運転業務員 |

（確認）

２　緊急やむを得ない場合には、甲が運転業務員に直接指示・連絡することができる。その場合において、甲又は運転業務員は、直ちに（その暇がない場合は、事後速やかに）業務責任者の了解を得るものとする。

**（運転業務に要する費用等）**

**第11条**運転業務に要する燃料費、通行料金、有料駐車料金は甲の負担とする。

**（秘密を守る義務）**

**第12条**運転業務員は、地方公務員法第34条に定める守秘義務が準用されるものとし、運行経路、訪問先、車中の会話内容等に関しても、一切口外してはならない。

**（委託料の支払い）**

**第13条**支払いは、各月末までの業務に対し、原則として翌月払いとする。

２　運転業務員の時間外業務料金は、一箇月分を合計（端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て）して、月額請負料金と同時に請求・支払うものとする。

**（備品等の貸付使用）**

**第14条**当該業務を実務するにあたり、貸付ける物品等は以下のとおりとし、委託業務以外での使用を禁止する。

（１）机　　１台

（２）椅子　１脚

（３）その他町長が必要と認めたもの

**（特記事項）**

**第15条**業務遂行に当り、本仕様書に定めの無い事項の整理が必要となった場合、

もしくは、緊急の事態が発生した場合には、その都度双方誠意をもって協議し、合意に基づき条項を定める。

その他

１．時間外業務料金は、次の計算式で算出する。

時間外業務料金算出式（１円未満切捨て）

平日：　１時間当り単価　　＝　請負金額÷年間総所定労働時間×１．２５

休日：　１時間当り単価　　＝　請負金額÷年間総所定労働時間×１．３５

※令和８年度年間総所定労働時間は、775時間とする。

２．暴力団等不当介入に関する事項

(1)契約の解除

川越町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年要綱第４号）第３条又は第４条の規定により、川越町建設工事等指名競争入札参加者指名停止基準要綱（平成18年要綱第21号）に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2)暴力団等による不当介入を受けたときの義務

①不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

②契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

③ ①②の義務を怠ったときは、川越町建設工事等指名競争入札参加者指名停止基準要綱に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

３．令和６年度の勤務実績

　　・１日勤務　　　　　　　１５日間

　　・短時間勤務（※）　　２６２時間　　　　　　※午前又は午後の半日勤務

　　・平日時間外勤務　　　　１３時間

　　・休日時間外勤務　　　　３８時間